

## 今治拳友会 指導者規程

### 第1条 (目的)

本規程は、今治拳友会規約第20条の規定に基づき、本会における指導者の資格、職務及び責任の範囲について定め、適正かつ安全な指導体制を確立することを目的とする。

### 第2条 (指導者の定義)

本規程において指導者とは、本会において日本拳法の指導にあたる者をいう。

### 第3条 (資格)

指導者は、次の要件を満たし、会長が承認した者とする。

- (1) 本会の目的及び理念を理解し、これに賛同する者
- (2) 一定の技能及び経験（原則として有段者又はこれと同等以上の技量）を有する者

(3) 心身ともに健全であり、指導者としてふさわしい人格を有する者

2 指導者は、次のとおり区分する。

(1) 上級指導員

満22歳以上であり、指導歴10年以上かつ五段以上の者

(2) 指導員

満20歳以上であり、指導歴4年以上かつ三段以上の者

(3) 指導員補

前各号の要件を満たさない者であっても、指導能力及び適性を考慮し、会長の承認により指名された者

3 前項各号の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢によるものとする。

4 指導歴とは、本会又はこれに準ずる団体において継続的に指導に従事した期間をいう。

### 第4条 (職務)

指導者は、次の職務を行う。

- (1) 会員に対する技術指導
- (2) 安全管理規程に基づく安全確保
- (3) 会員の健全育成及び規律の保持
- (4) 大会及び行事の運営補助
- (5) その他本会の運営に必要な事項

## 第5条（責任の範囲）

- 1 指導者は、指導中における安全確保について、善良な管理者の注意義務を負う。
- 2 指導者は、危険を予見できる行為については、これを未然に防止するよう努めなければならない。
- 3 指導者は、事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 第6条（遵守事項）

指導者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力、暴言その他不適切な指導の禁止
- (2) ハラスメント行為の禁止
- (3) 会員の人格及び人権の尊重
- (4) 安全管理規程の遵守
- (5) 本会の信用を損なう行為の禁止

## 第7条（兼務及び利益相反）

指導者は、本会の利益を優先し、自己又は第三者の利益を図る行為を行ってはならない。

## 第8条（指導停止及び解任）

指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により指導停止又は解任することができる。

- (1) 本規程に違反したとき
- (2) 指導者として不適切な行為があったとき
- (3) 本会の名誉を損なったとき
- (4) その他指導継続が不相当と認められるとき

## 第9条（研修）

本会は、指導者の資質向上のため、必要に応じて研修の機会を設けるものとする。

## 第10条（改定）

本規程は、理事会の決議により改定することができる。

## 附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。